

# 博士学位論文審査要旨

2012年12月19日

論文題目： 体系としての人倫の成立—ヘーゲル法哲学研究—

学位申請者： 石井 基博

審査委員：

主査： 文学研究科 教授 長澤 邦彦

副査： 文学研究科 教授 田端 信廣

副査： 文学部 准教授 中川 明才

要 旨：

本論文は、「体系としての人倫」という特異な理論形式を持つヘーゲルの『法哲学』における人倫思想を、その複合的な理論構造の特質に着目しつつ、イェーナ初期から後期の体系期に至るまでの発展史的研究を通じて、包括的かつ体系論的に明らかにしようとしたものである。扱われるべき問題は広範多岐にわたるが、論者はそれをイェーナ初期・後期・体系期の三段階に分け、それぞれの方法上・内容上の特徴と変遷とを克明に追っていき、ヘーゲル法哲学における本質的核心的な人倫思想の重層的な内部構造を明らかにしている。

本論文の構成は3部に分かれ、第1部では「体系としての人倫」の形成期であるイェーナ初期の法哲学が考察される。まず第1章ではヘーゲルの先駆となるフィヒテの『自然法の基礎』における相互承認論と自由論とについて論じ、続いて第2章で『人倫の体系』と『自然法論文』におけるヘーゲルの人倫思想の基本的構想と方法論とを検討する。

第2部では、「体系としての人倫」の展開期であるイェーナ後期の『精神現象学』における自己意識と承認の論理構造（第3章）および道徳性と相互承認の問題が良心論（第4章）をめぐる考察される。そしてヘーゲル固有の自己意識の構成の問題と承認論の論理との関係を解明するとともに、そこにおける彼の良心論と相互承認論の解明を通して、道徳的共同性の境位の形成が究明される。

第3部では後期ヘーゲルの体系期を「体系としての人倫」の完成期と捉え、まず『法の哲学』第三部の「人倫」の必然的前提条件の一つである第二部「道徳性」における批判を検討し、道徳性から人倫への移行の必然性を論究する（第5章）。そしてそれを『論理学』の対応箇所である本質論の絶対的相関における自由概念の生成過程の論理と比較検討する（第6章）。その後第三部「人倫」における市民社会の弁証法（第7章）そして近代国家論（第8章）へと考察を進め、ヘーゲルの人倫思想がいかなる理論であるのかというその特質、およびその理論を統括する近代国家論の特質を解明する。以上のような詳細綿密な発展史的研究により、ヘーゲルが十全な近代国家の構想として提示した法哲学の包括的体系論的な基本構造を明らかにするとともに、彼の近代国家論がなぜ人倫の理論と規定しうるのかを明示している。

したがって本論文は、博士（哲学）（同志社大学）の学位を授与するに十分値するものと認められる。

## 学力確認結果の要旨

2012年12月19日

論文題目： 体系としての人倫の成立—ヘーゲル法哲学研究—

学位申請者： 石井 基博

審査委員：

主査： 文学研究科 教授 長澤 邦彦

副査： 文学研究科 教授 田端 信廣

副査： 文学部 准教授 中川 明才

要 旨：

上記審査委員3名は、学位申請者 石井基博氏に対し、2012年12月19日午後2時から3時間30分にわたり、同志社大学徳照館2階共同利用室において、提出論文をめぐり学力確認のための口頭試問を行った。

学位申請者は、審査委員からの試問に対し、提出論文の内容に関して適確明快に解答し、論文の意義とその独自性を明らかにした。また論文の背景となる哲学史上の質問および先行研究に対する質問にも適確に解答し、その専門関連分野の高度広範な知識を有することが証明された。

また語学試験（英語およびドイツ語）においても、学位申請者が研究上要求される外国語文献の読解能力を十分に有していることが確認された。

したがって、本学位申請者の専門分野に関する学力ならびに語学力は十分なものであると認められる。

# 博士學位論文要旨

論文題目：体系としての人倫の成立—ヘーゲル法哲学研究—

氏名：石井 基博

## 要旨：

ヘーゲルの法哲学は、“体系としての人倫”の理論という非常に特異な理論構成を持つ。そして、彼の『法の哲学』の第三部「人倫」において展開される彼の近代国家論は、客観的な「倫理的義務論」と称される彼の人倫理論を統括する形で彼固有の法哲学の中心的、主題的な理論として論究される。彼のこの法哲学の持つこのように複合的で特異な理論構成ないし理論構造の特質、およびその法哲学の固有性を特徴づける彼の人倫理論の特性を、その理論的基底となるフィヒテの自然法論の論究から始め、イエーナ初期から後期の体系期までのその発展史的な論究を通じて、包括的かつ体系論的に明らかにするのが本稿の目的である。そして、このようなヘーゲルの法哲学および人倫理論の発展史的な論究によって、本稿はまず第一に、彼が真に十全な近代国家論の構想として提示した、彼の法哲学の包括的かつ体系論的な基本構造を明らかにする。と同時に本稿は、そのような彼の近代国家論が、なぜ体系としての人倫の理論と規定しうるのか、というその論拠を明示することを目指すものである。

“体系としての人倫”の理論という本質的な理論構成を持つヘーゲルの法哲学の特質の解明のためには、相互に関連し合う彼の法哲学と人倫理論との出発点となる、イエーナ初期の段階からその理論形成の発展段階を三つに区分し、それに対応させる形で本稿全体の論述内容を大きく三部に分割して、論究がなされる必要がある。

まず、ヘーゲルの法哲学および人倫理論の初期の形成段階（イエーナ初期）を扱う、第1部で本稿は、法（権利）および自由という彼の哲学理論が課題とする主要な諸問題を共有しその理論的基底となる、フィヒテの自然法論と、ヘーゲルの『人倫の体系』における人倫理論とを論究した。この第1部での二つの論究のうち第1章で本稿は、体系期のヘーゲルが『法の哲学』において、近代国家論の必然的前提条件の一つとして自らの法哲学の体系の中に位置づける、近代自然法（理性法）における合法性の規範体系の一つであるフィヒテの自然法論の特徴が、特にヘーゲルの哲学理論への影響の大きい相互承認論と自由論とについて明らかにした。第1章で論じられるフィヒテの『自然法の基礎』の第一部「法（権利）の概念の演繹」において、彼が提示する「相互承認」の理論は、理性的存在者である主体が「自由な個人として」存立しうるための、その主体とその特定の他者との間の相互関係における原理的な理論である。第3章、第4章で論じられる、ヘーゲルの『精神現象学』における自己意識の構成の原理、ならびにカント的道德哲学の「道徳性」をめぐる諸問題に関する、ヘーゲルの相互承認論は、フィヒテが自己意識の個人性ないし自由の確証のための根本的原理として提示した、この相互承認論を基本的に継承し、その理論的基底としているのである。さらに、「法（権利）関係」を導出するフィヒテの自然法論は、理性的存在者の従うべき思考法則に基づいて権利（法）としての自由を規定する自由論の特徴を持つ。第2章で論じられるように、ヘーゲルは、『差異論文』の中でこのフィヒテの自由に対して「個人の真の自由の制限」であると批判し、その論究を通じて自らの「最高の自由」についての構想を主張する。つまり、ヘーゲルに対するフィヒテの自然法論の影響は、相互承認論という（方法的）原理の側面のみならず、自由論ないし共同体論というヘーゲルの法哲学の核心的な構想の側面においてもまた大きいことを、本稿は第1章で証示しえたのである。

第1部のもう一つの論究として第2章で本稿は、イエーナ初期の『人倫の体系』と『自然法論』とにおけるヘーゲルの初期段階での哲学理論を取り上げ、彼の人倫理論の基本的構想と前体

系期の方法論とを確認・検討した。この第2章で検討される彼の『人倫の体系』は、一つには「直観」と「概念」との包摂関係という、まだ内在的・構成的でない方法によって規定される、方法論上の問題を抱えている。のみならず、共同体論の構想に関して、古典政治学およびスピノザ主義的実体論に依拠する形で、「国家」の領域が経済社会（「市民社会」）の領域を一方的で従属的に統合するような階層的秩序を提示するに留まっている。つまり、イエーナ初期の彼の哲学理論は、発展史的に見て、方法論ならびに哲学的構想に関して理論的思考を進めるものの、まだ不十分なものであると評価されねばならないのである。

次に、ヘーゲルの哲学理論の展開の段階（イエーナ後期）について論じる第2部で本稿は、フィヒテから継承した承認の論理をヘーゲル独自のものへ彫琢し、体系期へ向う思想的成熟段階にある『精神現象学』を取り上げ、そこでの彼固有の自己意識の構成の問題と承認論の論理との関係の解明（第3章）、およびそこでの彼の良心論と相互承認論との解明による彼固有の道徳的共同性の境位の形成に関する論究（第4章）を行った。第3章で論じられる『精神現象学』での自己意識論においては、自己意識とは意識が自分自身と等しい根源的な自己知であるという基本的な問題構制があり、意識の主観と客観との一致の確証の検討がその自己意識の構成を通じて行われる。この章で本稿は、フィヒテから継承された承認の論理による自己意識の構成を通じて、本質的に対立し合う自己意識相互の承認関係という弁証法が確立され、方法論的原理に関して体系期が準備されることを解明した。さらに、第4章で論じられる、『精神現象学』における道徳性をめぐるヘーゲルの良心論と、それによって導出される「告白」と「赦し」の弁証法とは、第5章で論じられる彼の法哲学での「道徳性」批判における「善」と「良心」の「相関-構造」論に対して、方法論的にも理論的にも基底となる論究であるという帰結を、本稿は導出した。というのも、方法論に関しては、良心論における「告白」と「赦し」の弁証法と「善」と「良心」の「相関-構造」論における絶対的同一性の導出の論理とに対応関係があるからである。他方、理論内容としては、カント的道徳性への批判を通じて導き出されるヘーゲル固有の道徳的共同性の境位は、法哲学で「道徳性」を止揚して成立する「人倫」における共同性のいわば原型として解釈しうるからである。

最後に、体系期におけるヘーゲルの法哲学および人倫理論の完成段階を論究する第3部で本稿は、彼の『法の哲学』において体系としての人倫の理論がいかなる体系的展開によって成立に至るのかという本稿の主題を論究した。第8章第2節で論じられるように、彼の『法の哲学』は、その核心をなす第三部「人倫」以前に、法哲学的のみならず、歴史哲学的な観点のもとに、まず従来の自由主義的思想伝統のうち一方の近代の自然法（理性法）における合法性の規範体系を第一部「抽象的な法（権利）」に、他方のカント的な道徳哲学における道徳性の規範体系を第二部「道徳性」に、近代国家の必然的な前提条件として位置づけている。そしてさらに、それは、それぞれ一面的で不十分なそれら二つの規範体系を「方法論的な仮構」（イルティング）として止揚・克服することによって、第三部「人倫」を包括的なより高次の規範体系として導出している。『法の哲学』の持つこの体系論的な基本構造をより鮮明にするべく、第5章で論究される「道徳性」に関する「善」と「良心」の「相関-構造」は、第6章で論じられる彼の『論理学』の「本質論」での「絶対的相関」における自由概念の生成過程の論理と同様に、その相関関係の内的絶対的必然性によって統一されて人倫概念を成立させる。すなわち、道徳性に関して善と良心との相互に不平等な相関関係が全く同等となる「絶対的同一性」において、「道徳性」が止揚・克服された「活ける善としての自由の理念」である「人倫」の境位が導出されるのである。

こうして、ヘーゲルの『法の哲学』の第三部「人倫」の第三章「国家」では、上述の彼の体系論的構想に従って、その包括的なより高次の規範体系である人倫の理論を統括する、彼の近代国家論が論究される。この近代国家論は、第8章第3節で論じられるように、包括的な意味における「国家」（「家族」、「市民社会」をも含む人倫的共同体）と、その部分としての「厳密に政治的な国家」（政治的共同体）という二つの国家概念を内包する、共同体論として理解しうる。

第7章で検討される「市民社会」の弁証法は、この二つの国家概念のうち単に後者の政治的共同体への移行を示すためでなく、「人倫的なもの」(人倫的秩序)へより内在化した具体的合一をもたらすものとして論じられる。それゆえ、彼の近代国家論は、通常政治的共同体論であるのみならず、狭義の人倫理論として諸個人の生活を支配・規制する諸々の法律と制度とである客観的な「人倫的なもの」に基づく、人倫的共同体の理論でもあるのである。

要するに、彼の『法の哲学』における近代国家論は、一方において狭義の人倫理論として通常政治的共同体論に留まらない、人倫という共通の社会倫理に基づく制度的、公共的生活における「具体的自由」が実現しうる、人倫的かつ政治的共同体論である。そして他方で、それは、法哲学的のみならず、歴史哲学的な体系としての広義の人倫理論に論拠づけられる形での、世界史的な原理による「国家の理念」の論究なのである。以上の発展史的論究を通じて本稿は、『法の哲学』に結実する人倫理論が、法哲学と歴史哲学との体系としての人倫の理論であるからこそ、そのような彼固有の近代国家論が可能となったということを解明しえたのである。